

## ○農林水産省告示第八百七十六号

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の施行に伴い、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和五年七月二十六日

農林水産大臣 野村 哲郎  
植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一 平成十六年九月二十九日農林水産省告示第千七百七十四号（ブラジルから発送されるケント種及びトミー・アトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
二 生産地における検査及び証明	(略)	三 生産地における検査及び証明
(一) (略)	(一) (略)	(一) (略)
(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ、ニシインドミバエ及び カミバエ、ニシインドミバエ及び <i>Anastrepha striata</i> (以下「ミバエ類」という。)に侵されていないものであること。	(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チュウカイミバエに侵されていないものであること。	(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ (略)

イ (略)

第三

第二

六 こん包及びこん包場所  
(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。  
(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれないと認められる場所で行われていること。  
(三) (略)

六 こん包及びこん包場所  
(一) 消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。  
(二) (一)のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれないと認められる場所で行われていること。  
(三) (略)

第四

この告示は、附則  
（令和五年八月一日）から施行する。  
この告示は、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の